



(号外) 独立行政法人國立印刷局

〔告示〕

〔法律〕

〔次〕

- 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示
- (財務三七五、三七八、三八一、三八二)
- 国債の発行等に関する省令第七条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示
- (同三七九)
- 国債の発行等に関する省令第七条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示
- (同三八〇)
- 安全保険会議設置法等の一部を改正する法律(八九)
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(九〇)
- 裁判官の配偶者同行休業に関する法律(九一)
- 交通政策基本法(九二)

〔政令〕

平成二十五年度第二・四半期予算使用の状況(内閣)
官庁事項

(同)

平成二十五年度第二・四半期国庫の状況(同)

〔官庁報告〕

- 交通政策審議会令の一部を改正する政令(二二七)
- 原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令(三二八)
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令(三二九)
- 中小企業等協同組合法施行令等の一部を改正する政令(三三〇)
- 安全保障会議設置法施行令を廃止する政令(三三一)

三 二 地方公共団体
二 行旅死亡人関係
一 会社その他の
会社決算公告

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

- 独立行政法人國立文化財機構出品預託書紛失に伴う証書の無効、厚生年金基金変更・解散・清算人就任、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令(三二九)
- 安全保障会議設置法施行令を廃止する政令(三三一)

三 全

二

一

三 四 五

六 七 八

九 一〇 一一

本日で公布された法令のあらまし

法令のあらまし

◇安全保険会議設置法の改正(第一条関係)
(法律第八九号)(内閣官房)

(一) 安全保険会議の名称を国家安全保障会議とした。

(二) 安全保険会議の基本方針等の国家安全保障に関する事項を審議し、必要な応じ意見述べるものとし、このうち、この法律による改正前後の安全保険会議設置法において内閣総理大臣が諮問しなければならないものとされていた事項(以下「会議」という)とすることとした。

(三) 会議は、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の国家安全保障に関する事項を審議し、必要な応じ意見述べるものとし、このうち、この法律による改正前の安全保険会議設置法において内閣総理大臣が諮問しなければならないものとされていた事項(以下「会議」という)については、引き続きこれまでと同様の取扱いとするものとし、武力攻撃事態等その他の事態に関し、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができるものとする」とした。

(四) 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等については、議長である内閣総理大臣のほか、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官を議員として審議するものとし、安全保険会議の必須諮問事項については、引き続きこれまでと同様の議員により審議するものとし、重大緊急事態への対処に関する重要な事項に関しては、議長、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された内閣官房長官により審議するものとし、武力攻撃事態等及び周辺事態に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合には、議長、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された内閣官房長官により審議するものとし、内閣官房長官を置くこととし、内閣総理大臣は内閣補佐官を置くこととし、内閣総理大臣は内閣補佐官の中から、国家安全保障局に開設する重要政策を担当する者を指定するものとし、これらの審議に際しては、議長の判断で他の國務大臣を、議案を限つて、臨時に会議に参加させることができるものとすることとし、議員が不在のときは、緊急の場合はその他やむを得ない事由のある場合に限り、その他あらかじめ指名する副大臣がその職務を代行することができるものとすることとした。

(五) 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとし、このほか議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をを行わなければならないこととした。

(六) 議長及び議員並びにそれらの経験者のほか、副大臣として職務を代行した者、関係者として会議に出席した者並びに事態対応専門委員会の委員長及びその経験者は、その職務に関する知識を他の議員を他に漏らしてはならないものとすることとした。

(七) 内閣官房副長官及び国家安全保障に関する重要政策を担当する内閣総理大臣補佐官は、内閣官房の職員のうちから内閣総理大臣が任命することし、幹事は会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐するものとする

こととした。

(八) 会議に幹事を置き、幹事は内閣官房及び行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命することし、幹事は会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐するものとする

こととした。

(九) 会議の事務は、国家安全保障局において処理するものとすることとした。

(一〇) 内閣法の改正(第二条関係)

(一) 内閣官房に国家安全保障局を置くものとし、国家安全保障局は、内閣官房の事務のうち国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの、会議の事務、会議に提供された資料又は情報等を統合して整理する事務をつかさどるものとし、国家安全保障局に国家安全保障局長等を置くものとすることとした。

(二) 内閣官房に少なくとも一名の内閣総理大臣補佐官を置くこととし、内閣総理大臣は内閣補佐官の中から、国家安全保障局に開設する重要政策を担当する者を指定するものとし、これらの審議に際しては、議長の判断で他の國務大臣を、議案を限つて、臨時に会議に参加させることができるものとすることとした。

平成25年12月4日 水曜日

3	国家公務員法の改正 (第三条関係)
4	国家公務員法に定める特別職の職に「国家安全保障局長」を加えることとした。
4	特別職の職員の給与に関する法律の改正 (第四条関係)
4	特別職の職員の給与に関する法律の適用範囲に「国家安全保障局長」を加え、国家安全保障局長の俸給を定めることとした。
5	この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

3	(1) この法律において「配偶者同行休業」とは、裁判官が、外国での勤務等により住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするため、職務に従事しないことをいうこととした。 (第二条第二項関係)
3	(2) 配偶者同行休業の承認
3	最高裁判所は、裁判官が配偶者同行休業を請求した場合において、裁判事務等の運営を妨げない範囲内の期間に限り、当該裁判官が配偶者同行休業をすることを承認することができるとした。(第三条第一項関係)
3	(1) 配偶者同行休業の請求は、配偶者同行休業をしてしまうとする期間の初日及び末日並びに当該裁判所の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならないこととした。 (第三条第二項関係)
3	(2) 配偶者同行休業の期間の延長
3	配偶者同行休業をしている裁判官は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、最高裁判所に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができ、当該延長は、特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとするとした。 (第四条関係)
3	(3) 配偶者同行休業の効果
3	配偶者同行休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、その配偶者同行休業の期間中報酬その他の給与を受けないとした。(第五条関係)

2	◇ 交通政策基本法 (法律第九二号) (国土交通省)
1	目的
1	この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とするとした。(第一条関係)
2	基本理念
2	交通に関する施策は、交通が、将来にわたつて、その機能が十分に發揮されることにより、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという認識の下に行われなければならないこととした。(第二条関係)

3	(1) 国は、基本理念にのつとり、交通に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとするとした。(第八条関係)
3	(2) 地方公共団体は、基本理念にのつとり、交通に関する、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとするとした。(第九条関係)
3	(3) 交通関連事業者等の責務
3	交通関連事業者及び交通施設管理者は、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるもの等とすることとした。(第一〇条関係)

回 国民等の役割	国民等は、基本理念に基づいての理解を深め、その実現に向けて自ら取り組むことができる活動に主体的に取り組むよう努めること等により、基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとした。(第一一条関係)
国 國、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとした。	(第二条関係)
4 法制上の措置等	政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。(第一三条関係)
5 年次報告等	政府は、毎年、国会に、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないもの等とした。
6 交通政策基本計画	政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通政策基本計画を定めなければならぬこととした。(第五条関係)
7 国の施策	国は、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等、高齢者、障害者、妊娠婦等の円滑な移動のための施策、交通の利便性向上、円滑化及び効率化、国際競争力の強化に必要な施策、地域の活力の向上に必要な施策、運輸事業等の健全な発展、大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復等に必要な施策、交通に係る環境負荷の低減に必要な施策、総合的な交通体系の整備等、まちづくりの観点からの施策の促進、観光立国の実現の観点からの施策の推進、協議の促進等、技術の開発及び普及、国際的な連携の確保及び国際協力の推進を行うとともに、調査研究を推進し、並びに国民等の立場に立った施策の実施のための措置を講ずるものとした。
8 地方公共団体の施策	地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、まちづくりその他の観点を踏まえながら、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施するものとするものとした。(第三一条関係)
9 施行期日	この法律は、公布の日から施行することとした。(附則第一項関係)
二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正関係(第二条関係)	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制において追加された発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価に係る規定の特例について定めた。
三 この政令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年一月一八日)から施行することとした。	この政令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年一月一八日)から施行することとした。
四 安全保障会議設置法施行令を廃止する政令(政令第三二二号)(内閣官房)	この政令は、安全保障会議設置法施行令を廃止することとした。
五 施行期日	この政令は、新組合法の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行することとした。
二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正関係(第二条関係)	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制において追加された発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価に係る規定の特例について定めた。
三 この政令は、新組合法の施行の日(平成二五年法律第八九号)の施行の日から施行することとした。	この政令は、新組合法の施行の日(平成二五年法律第八九号)の施行の日から施行することとした。
四 安全保障会議設置法施行令を廃止する政令(政令第三二二号)(内閣官房)	この政令は、新組合法の施行の日(平成二六年四月一日)から施行することとした。
五 施行期日	この政令は、新組合法の施行の日(平成二六年四月一日)から施行することとした。
一 中小企業等協同組合法施行令の一部改正関係(第一條関係)	中小企業等協同組合法施行令の一部改正関係
1 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(平成二四年法律第八五号)。以下「新組合法」という。による中小企業等協同組合法和二四年法律第一一八号。以下「旧組合法」という。の改正に係る所要の整備を行うこととした。(第一條関係)	1 中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する法律(平成二四年法律第八五号)。以下「新組合法」という。による中小企業等協同組合法和二四年法律第一一八号。以下「旧組合法」という。の改正に係る所要の整備を行うこととした。(第一條関係)
2 権限の委任等に関する規程の整備(第一條関係)	2 権限の委任等に関する規程の整備(第一條関係)
一 (一) 火災等共済組合の一部について、組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可等の権限を都道府県知事が行うこととした。(第二条関係)	1 (一) 火災等共済組合の一部について、組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可等の権限を都道府県知事が行うこととした。(第二条関係)
二 地価税法施行令の一部改正関係	2 地価税法施行令の一部改正関係
三 新組合法の改正による旧組合法の改正に係る所要の整備を行うこととした。(第二条関係)	3 新組合法の改正による旧組合法及び金融庁設置法(平成二〇年法律第一一〇号。以下「設置法」という。)の改正に係る所要の整備を行うこととした。(第三条関係)
四 金融庁組織令の一部改正関係	4 金融庁組織令の一部改正による旧組合法及び金融庁設置法(平成二〇年法律第一一〇号。以下「設置法」という。)の改正に係る所要の整備を行うこととした。(第三条関係)

- 2 配偶者同行休業の期間の延長は、最高裁判所規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。
- 3 前条第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。
- 3 (配偶者同行休業の効果)
第五条 配偶者同行休業をしてる裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、その配偶者同行休業の期間中報酬その他の給与を受けない。
- 第六条 配偶者同行休業の承認の失効等)
一 当該配偶者同行休業をしてる裁判官が裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第百三十七号)第三十九条の規定により職務を停止された場合
- 2 二 当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、又は当該配偶者同行休業をしてる裁判官の配偶者でなくなった場合
- 2 最高裁判所は、次に掲げる場合には、配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。
- 一 当該配偶者同行休業をしてる裁判官から配偶者同行休業の承認の取消しの申出があつた場合
- 2 二 当該配偶者同行休業をしてる裁判官が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなかつた場合
- 3 その他最高裁判所規則で定める場合
- (配偶者同行休業をした裁判官についての国家公務員退職手当法の特例)
第七条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項(最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号)第三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、國家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。
- (最高裁判所規則)
- 第八条 この法律の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
- 附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)の施行の日又はこの法律の施行の日いすれか遅い日から施行する。
- 2 (国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)
国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第十条の表第三条第三項第六号の項中「裁判所職員臨時措置法」を「裁判官の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第九十一号)第三条第一項又は裁判所職員臨時措置法」に改める。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、最高裁判所規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の効果)
第五条 配偶者同行休業をしてる裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、その配偶者同行休業の期間中報酬その他の給与を受けない。

(配偶者同行休業の承認の失効等)
一 当該配偶者同行休業をしてる裁判官が裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第百三十七号)第三十九条の規定により職務を停止された場合

2 二 当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、又は当該配偶者同行休業をしてる裁判官の配偶者でなくなった場合

2 最高裁判所は、次に掲げる場合には、配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

一 当該配偶者同行休業をしてる裁判官から配偶者同行休業の承認の取消しの申出があつた場合

2 二 当該配偶者同行休業をしてる裁判官が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなかつた場合

3 その他最高裁判所規則で定める場合

(配偶者同行休業をした裁判官についての国家公務員退職手当法の特例)
第七条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項(最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号)第三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、國家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

(最高裁判所規則)

第八条 この法律の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)の施行の日又はこの法律の施行の日いすれか遅い日から施行する。

2 (国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)
国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十条の表第三条第三項第六号の項中「裁判所職員臨時措置法」を「裁判官の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第九十一号)第三条第一項又は裁判所職員臨時措置法」に改める。

3 (調整規定)

この法律の施行の日が国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における国家公務員の留学費用の償還に関する法律第十条において準用する同法第三条第一項第二号の規定の適用については、同号中「在職期間が五年」とあるのは、「在職期間(裁判官の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第九十一号)第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした期間を含まない。以下この号において同じ。)が五年」とする。

3 総務大臣 新藤義孝
法務大臣 谷垣禎一
内閣総理大臣 安倍晋三
内閣総理大臣 新藤義孝
法務大臣 谷垣禎一
内閣総理大臣 安倍晋三

交通政策基本法をここに公布する。

御名御璽
国事行為臨時代行名

平成二十五年十二月四日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第九十一号 交通政策基本法

目次

- 第一章 総則(第一条 第十四条)
第二章 交通に関する基本的施策
第一節 交通政策基本計画(第十五条)
第二節 國の施策(第十六条 第三十二条)
第三節 地方公共団体の施策(第三十二条)

附則

第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(交通に関する施策の推進に当たつての基本的認識)

第二条 交通に関する施策の推進は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたつて、その機能が十分に発揮されることにより、国民その他の者(以下「国民等」という。)の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本的認識の下に行われなければならない。

(交通の機能の確保及び向上)

第三条 交通に関する施策の推進は、交通が、国民の日常生活及び社会生活の基盤であること、国民の社会経済活動への積極的な参加に際して重要な役割を担つてること及び経済活動の基盤であることとに鑑み、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に対応しつつ、交通が、豊かな国民生活の実現に寄与するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他地域の活力の向上に寄与するものとなるよう、その機能の確保及び向上が図られることを旨として行われなければならない。

2

交通の機能の確保及び向上を図るに当たつては、大規模な災害が発生した場合においても交通の機能が維持されるとともに、当該災害からの避難のための移動が円滑に行われることの重要性に鑑み、できる限り、当該災害による交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復に資するとともに、当該災害の発生時における避難のための移動に的確に対応し得るものとなるように配慮しなければならない。

(交通による環境への負荷の低減)

第四条 交通に関する施策の推進は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び交通が環境に与える影響に鑑み、将来にわたつて、国民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるよう、交通による環境への負荷の低減が図られることを旨として行われなければならない。

(交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携)

第五条 交通に関する施策の推進は、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の手段による交通が、交通手段（交通施設及び輸送サービスを含む。以下同じ。）の選択に係る競争及び国民等の自由な選好を踏まえつつそれの特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的に連携することを旨として行われなければならない。

(連携等による施策の推進)

第六条 交通に関する施策の推進は、まちづくり、観光立国実現その他の観点を踏まえ、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りながら、国、地方公共団体、運輸事業その他の交通に関する事業を行う者（以下「交通関連事業者」という。）、交通施設の管理を行う者（以下「交通施設管理者」という。）、住民その他の関係者が連携し、及び協働しつつ、行われなければならない。

(交通の安全の確保)

第七条 交通の安全の確保に関する施策について、当該施策が国民等の生命、身体及び財産の保護を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、交通安全対策基本法その他の関係法律で定めることによる。

2 交通に関する施策の推進に当たつては、前項に定めるところにより行われる交通の安全の確保に關する施策との十分な連携が確保されなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第一条から第六条までに定める交通に関する施策についての基本理念（以下草に「基本理念」という。）のつとり、交通に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民等の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、交通に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民その他の者の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(交通関連事業者及び交通施設管理者の責務)

第十一条 交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行つよう努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのつとり、その業務を行うに当たつては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

(国民等の役割)

第十一條 国民等は、基本理念についての理解を深め、その実現に向けて自ら取り組むことができる活動に主導的に取り組むよう努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めることによつて、基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとする。

(関係者の連携及び協力)

第十二条 國、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十三条 政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十四条 政府は、毎年、国会に、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る交通の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 交通に関する基本的施策

第一節 交通政策基本計画

第十五条 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、交通に関する施策に関する基本的な計画（以下この条において「交通政策基本計画」という。）を定めなければならない。

2 交通政策基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通に関する施策についての基本的な方針

二 交通に関する施策についての目標

三 交通に関する施策についての講すべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

五 交通政策基本計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する國の計画並びに環境の保全に關する國の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

六 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、交通政策基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべきなければならない。

七 内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民等の意見を求めるべきなければならない。

八 国土交通大臣は、第四項の規定により交通政策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

九 第四項から前項までの規定は、交通政策基本計画の変更について準用する。

第二節 國の施策

十 (日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等)

第十六条 國は、國民が日常生活及び社会生活を営むに当たつて必要不可欠な通勤、通学、通院その他の人の移動を円滑に行うことができるようするため、離島に係る交通事情その他地域における自然的経済的社会的諸条件に配慮しつつ、交通手段の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策)

第十七条 国は、高齢者、障害者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの及び乳幼児を同伴する者が日常生活及び社会生活を営むに当たり円滑に移動することができるようにするため、自動車、鉄道車両、船舶及び航空機、旅客施設、道路並びに駐車場に係る構造及び設備の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(交通の利便性向上、円滑化及び効率化)

第十八条 国は、前二条に定めるもののほか、国民等の日常生活又は社会生活における交通に対する基本的な需要が適切に充足されるようとするため、定期性の確保（設定された発着时刻に従つて運行することをいう）、速達性の向上（目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。）、快適性の確保、乗継ぎの円滑化その他交通結節機能の高度化（交通施設及びその周辺の施設における相当数の人の移動について、複数の交通手段の間を結節する機能を高度化することをいう。）、輸送の合理化その他の交通の利便性の向上、円滑化及び効率化のために必要な施策を講ずるものとする。

(国際競争力の強化に必要な施策)

第十九条 国は、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化を図るため、国際海上輸送網及び国際航空輸送網の形成、これらの輸送網の拠点となる港湾及び空港の整備、これらの輸送網と全国的な国内交通網との結節する機能の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域の活力の向上に必要な施策)

第二十条 国は、地域経済の活性化その他の地域の活力の向上を図るため、地域における企業の立地並びに地域内及び地域間の交流及び物資の流通の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点の形成その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際競争力の強化に必要な施策)

第二十一条 国は、運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展（運輸事業その他の交通に関する事業の健全な発展）

第二十二条 国は、大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復を図ることともに、当該災害からの避難のための移動を円滑に行うことができるようするため、交通施設の地震に対する安全性の向上、相互に代替性のある交通手段の確保、交通の機能の速やかな復旧を図るために関係者相互間の連携の確保、災害時において一時に多数の者の避難のための移動が生じ得ることを踏まえた交通手段の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復等に必要な施

策)

第二十三条 国は、交通に係る温室効果ガスの排出の抑制、大気汚染、海洋汚染及び騒音の防止その他の環境への負荷の低減を図るために、温室効果ガスその他の環境への負荷の原因となる物質の排出の抑制に資する自動車その他の輸送用機械器具の開発、普及及び適正な使用の促進並びに交通の円滑化の推進、鉄道及び船舶による貨物輸送への転換その他の物の移動の効率化の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、船舶からの海洋への廃棄物の排出の防止、航空機の騒音により生ずる障害の防止その他必要な施策を講ずるものとする。

(総合的な交通体系の整備等)

第二十四条 国は、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の手段による交通が必要であることを踏まえつつ、道路交通、鉄道交通、海上交通及び航空交通の間における連携の強化の促進、公共交通機関相互間の連携の強化の促進その他総合的な交通体系の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、交通に係る需要の動向、交通施設の老朽化の進展の状況その他の事情に配慮しつつ、前項に規定する連携の下に、交通手段の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(まちづくりの観点からの施策の促進)

第二十五条 国は、地方公共団体による交通に関する施策が、まちづくりの観点から、土地利用その他の事項に関する総合的な計画を踏まえ、国、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者との連携及び協力の下に推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。この場合においては、当該連携及び協力が、住民その他の者の交通に対する需要その他の事情に配慮されたものとなるよう努めるものとする。

(観光立国実現の観点からの施策の推進)

第二十六条 国は、観光立国実現が、我が国経済社会の発展のために極めて重要であるとともに、観光旅客の往来の促進が、地域間交流及び国際交流の拡大を通じて、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図り、並びに国際相互理解の増進に寄与することに鑑み、観光旅客の円滑な往来に必要な交通手段の提供の推進（自動車、鉄道車両、船舶及び航空機、旅客施設並びに道路に係る外國語その他の方言による外国人観光旅客に対する情報の提供の推進その他交通に関する観光旅客の往来の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(協議の促進等)

第二十七条 国は、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、交通に関する施策の効果的な推進が図られるに鑑み、これらの者との間ににおける協議の促進その他他の関係者相互間の連携と協働を促進するに必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第二十八条 国は、交通の動向に関する調査研究その他の交通に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(技術の開発及び普及)

第二十九条 国は、情報通信技術その他の技術の活用が交通に関する施策の効果的な推進に寄与することに鑑み、交通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国及び独立行政法人の試験研究機関、大学、民間その他の研究開発を行いうる者の間の連携の強化、基本理念の実現に資する技術を活用した交通手段の導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第三十条 国は、交通に関する施策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、交通に関する技術及び知識が海外において活用されるよう配慮しつつ、国際的な規格の標準化その他の国際的な連携の確保及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(国民等の立場に立った施策のための措置)

第三十一条 国は、国民等の立場に立つて、その意見を踏まえつつ交通に関する施策を講ずるため、国民等の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策
第三十二条 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、まちづくりその他の観点を踏まえながら、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

2 1 (国土交通省設置法の一部改正)

国土交通省設置法(平成十一年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「(平成二十三年法律第二百二十三号)」の下に「、交通政策基本法(平成二

十五年法律第九十二号)」を加える。

第十四条第一項第三号中「観光立国推進基本法」を「交通政策基本法、観光立国推進基本法」に改める。

政令

令

内閣総理大臣 安倍晋三	財務大臣 麻生太郎
経済産業大臣 茂木敏充	文部科学大臣 下村博文
国土交通大臣 太田昭宏	経済産業大臣 茂木敏充
	国土交通大臣 太田昭宏
	環境大臣 石原伸晃

交通政策審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十五年十一月四日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第三百一十七号

内閣は、国土交通省設置法(平成十一年法律第二百号)第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表交通体系分科会の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)」の規定により、並びに「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に改める。

附則

この政令は、交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)の施行の日から施行する。

国土交通大臣 太田 昭宏

内閣総理大臣 安倍晋三

原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十五年十一月四日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第三百一十九号

原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十六号)第六十四条の四前段及び第七十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正)

内閣総理大臣 安倍晋三

財務大臣 麻生太郎

文部科学大臣 下村博文

経済産業大臣 茂木敏充

国土交通大臣 太田昭宏

環境大臣 石原伸晃

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十五年十一月四日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第三百二十九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十六号)第六十四条の四前段及び第七十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正)

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百一十四号)の一部を次のように改正する。
第二十条の六中「第四十三条の三の三十一第三項」を「第四十三条の三の三十一第三項」に改め。

第二十八条中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の二第一項」に改める。

第六十二条第一項第七号及び第八号中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に、「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改め。

第六十四条の表第八号中「第八号」を「第十一号」に改め、同表第十号、第十一号及び第十三号

平成二十五年十一月四日

